

長崎市景観まちづくり地域団体活動助成金交付要綱

(平成2年3月30日 長崎市告示第84号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の定めるところにより長崎市景観条例（昭和63長崎市条例第31号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づいて、景観まちづくり地域団体に対し景観まちづくり地域団体活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる団体)

第2条 助成の対象となる景観まちづくり地域団体は、条例第19条に規定する団体で、かつ、定期的な活動を6月以上継続しているものとする。

(助成の対象となる経費及び額)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その助成額は、年1回20万円以内、3年を限度とする。

- (1) 景観まちづくり計画の策定に要する経費
- (2) 地域の景観の形成に関して行うアンケート調査、景観地図づくり等の作成に要する経費
- (3) 他の地域における実践例の見学等に要する経費
- (4) 報告書の作製等活動成果の発表に要する経費
- (5) その他、団体の運営に要する経費

(他の補助事業等との併用の禁止)

第4条 他の要綱等により補助を受けようとする団体は、この要綱に基づく助成金の申請をすることができない。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、当該年度の9月30日までに市長に提出するものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1項第5号の規定により申請書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (6) 団体規約

- (7) 会員名簿
- (8) 年間活動計画書

(助成の条件)

第7条 規則第5条第1項第4号の規定による条件は、助成事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、これを事業完了後5年間保管するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げは、補助金等交付決定通知書を受領した日から1月以内に市長に提出するものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定による補助事業等実績報告書は、補助事業終了年度の翌年度の4月30日までに市長に提出するものとする。

(実績報告書に添付すべき書類)

第10条 規則第12条第2号の規定による実績報告書に添付すべき書類は、年間活動報告書とする。

(助成金の交付手続の特例)

第11条 規則第13条の規定による助成金の交付額の確定通知は省略するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度の助成金から適用する。

附 則（平成11年3月31日告示第155号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第250号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。